

瑞穂市第2次男女共同参画基本計画 (案)

令和元年●月
瑞穂市

目次

第1章 計画策定の趣旨と背景	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2
3. 計画の位置づけ	9
4. 計画の期間	10
第2章 瑞穂市の現状	11
1. 瑞穂市的人口・世帯等の状況	11
2. アンケート調査結果からみる瑞穂市の現状	16
第3章 瑞穂市が目指す姿	42
1. 計画の目指す姿	42
2. 計画の基本目標	42
3. 施策の体系	43
第4章 施策の内容と事業	45
基本目標I 男女共同参画の意識づくり	45
1. 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識啓発	46
2. 男女の人権尊重と男女共同参画意識の啓発	46
3. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進	47
基本目標II だれもが活躍できるまちづくり【瑞穂市女性活躍推進計画】	48
1. 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	49
2. 男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの推進	49
3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	50
基本目標III だれもが安心して暮らせる環境づくり	52
1. 家庭生活・地域生活における男女共同参画の推進	53
2. 生涯を通じた男女の健康支援	54
3. 困難な状況におかれている男女への支援	55
4. あらゆる暴力の根絶にむけた支援【瑞穂市DV防止対策基本計画】	56
第5章 計画の推進体制	58
1. 推進組織体制	58
2. 市民と行政の協働による推進	58

第1章

計画策定の趣旨と背景

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画とは『男女が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる社会』です。

私たちは誰もが、生物学的な「性」を有しています。そしてこの性は、一人ひとりの人間の存在と切り離すことができないものです。その人が持つ性を十分に理解し尊重することが、一人ひとりの人間を尊重することに深く結びついています。

日本国憲法では、第3章第14条第1項に「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と明記されています。この憲法のもと、法律や制度の整備が図られ、また、多くの人達の努力と様々な活動の中で、男女共同参画は着実に進展してきました。

しかしながら、現状では、法律や制度上では男女平等が達成されつつあるものの、実質的には多くの分野において未だに乖離しており、なお一層の努力が必要とされています。

たとえば、女性の管理職比率が低いことや、男性の家事、育児、介護への参加度もまだ低く、依然として性別による固定的役割分担意識が根強く残っています。

また、配偶者等からの暴力等ドメスティック・バイオレンス（DV）被害が増加し、女性や子どもの人権が侵害されている問題もさらに深刻化してきました。

性別にかかわりなく、一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、その個性と能力を十分に發揮することができるよう、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立ち、関連施策を立案・実施することで、社会全体の活力が増し、人々が将来への夢をもって生き生きと充実した生き方を選択できる社会の実現を目指していくかなければなりません。

2. 計画策定の背景

現在わが国は、少子高齢化の急速な進行、経済の成熟化、国際化、情報の高度化等、社会情勢が著しく変化しています。

また、法律面においても、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の制定と改正、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の制定と改正、労働基準法や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正等、ここ数年で男女共同参画にかかる社会情勢は目覚しく進展しています。

しかし、家庭や地域、職場等多くの場面で、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく昔からの社会通念や慣習は依然として根強く残っています。

このような状況のもと、国は男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置付ける「男女共同参画社会基本法」に基づき、2010（平成22）年には第3次男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会として目指すべき社会の将来像を示しました。

一方で時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題が存在しています。世代を越えた男女の理解の下、それらを解決していくため、2015（平成27）年8月には女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける、「女性の職業生活における活躍推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、同年、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍などに視点を置いた第4次男女共同参画基本計画が策定されました。

市民の生活様式や就業形態といったライフスタイルや社会・経済の構造も大きく変化し、個人の価値観も多様化する今日、バランスのよい豊かな社会とするために、また、ますます加速する少子高齢化社会の中で尊厳をもって生き抜いていくためには、様々な分野において、性別にかかわらず一人ひとりがその個性と能力を十分に發揮し、家庭を守り、地域を支え、自身を生かしていくことのできる男女共同参画社会が求められています。

(1) 国の取り組み

■ 1975（昭和50）年

「世界行動計画」を受けて、「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年（昭和52年）には、10年間の取り組み指針として「国内行動計画」が策定されました。

■ 1985（昭和60）年

民法、国籍法、戸籍法の一部改正、男女雇用機会均等法の制定をはじめとする法律・制度の整備を行うとともに、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

■ 1987（昭和62）年

ナイロビ将来戦略を受けて女性の地位向上を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

■ 1991（平成3）年

新国内行動計画の第1次改定が行われ、総合目標の「共同参加」を「共同参画」に改め、「男女共同参画型社会の形成」を目指し、男女平等をめぐる意識改革、平等を基礎とした男女の共同参画、多様な選択を可能にする条件整備、老後生活等をめぐる女性の福祉の確保、国際協力及び平和への貢献という主要目標により、更に積極的に施策を推進することになりました。

■ 1994（平成6）年

推進体制を強化するため、「男女共同参画推進本部」が設置され、その諮問機関として「男女共同参画審議会」及び総理府に「男女共同参画室」が発足しました。また、平成7年に育児休業法に介護休業制度を付加し、育児・介護休業法として大幅な改正を行い、ILO156号条約（家族的責任に有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）を批准しました。

■ 1996（平成8）年

男女共同参画審議会から目指すべき男女共同参画社会について「男女共同参画ビジョン」が答申され、これを受けて、直面する少子・高齢化の進展等の社会環境の変化に対応するため、「男女共同参画2000年プラン—男女共同参画社会の形成に関する平成12年（西暦2000年）までの国内行動計画」が策定されました。

■ 1999（平成11）年

男女共同参画社会の実現に向けて、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、最重要課題として位置付けされました。

■ 2000（平成12）年

男女共同参画社会基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、あらゆる社会制度へ男女共同参画の施策の総合的な推進体制の整備・強化が行われました。

■ 2001（平成13）年

中央省庁等再編に伴い、「男女共同参画審議会」を発展的に継承する「男女共同参画会議」と内閣府に「男女共同参画局」が設置されました。法律面も「DV防止法」が成立し、女性の保護が進められました。

■ 2005（平成17）年

第1次基本計画の取り組みを評価、総括し、2006（平成18）年度から2010（平成22）年度までを計画期間とする「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

■ 2006（平成18）年

「男女雇用機会均等法」が、働く女性の母性尊重と、その雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等の内容で改正され、平成19年4月1日に施行されました。

■ 2007（平成19）年

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び推進のための行動指針が平成19年12月18日に策定されました。また、「DV防止法」が、保護命令制度の拡充、市町村の基本計画策定努力義務を課す等の内容で改正され、平成20年1月12日に施行されました。

■ 2008（平成20）年

男女共同参画推進本部において、女性の社会参画拡大を推進するための戦略的な取り組みを定める「女性の参画加速プログラム」が決定されました。あらゆる分野において女性の参画加速のための基盤整備の充実と、活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野に焦点を当てた戦略的な取り組みを実施することとしました。

■ 2010（平成22）年

我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして男女共同参画基本計画（第3次）が閣議決定されました。また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が改定され、新たに「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」と、「『新しい公共（※）』への参加機会拡大等による地域社会の活性化」等の項目が盛り込まれました。

※「新しい公共」　【仕事と生活の調査（ワーク・ライフ・バランス）憲章より】

行政だけでなく、市民やN P O、企業等が積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て・まちづくり・介護や福祉等の身近な分野で活躍することを表現するもの。

■ 2014（平成26）年

産業競争力会議で決定された「成長戦略進化のための今後の検討方針」に基づき、「全ての女性が輝く社会」の実現に向けて、社会全体で女性の活躍を応援する気運を醸成するため、平成26年3月に「輝く女性応援会議」が開催されました。また、5月には女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる企業等の男性リーダーによる「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」が発足し、「行動宣言」が発表されました。

■ 2015（平成27）年

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、国・地方公共団体、従業員301人以上の大企業の事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられました。

また、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、計画全体にわたる視点に「男性」の視点を位置付けるとともに、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の4つの視点が強調されています。

(3) 岐阜県の取り組み

■ 1977（昭和52）年

岐阜県における女性行政は、国際婦人年から2年目に、民生部児童家庭課に婦人問題担当として窓口を設置したことで始まりました。「婦人問題懇話会」が設置され、「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」が提出されました。

■ 1986（昭和61）年

人生80年時代を女性がより心豊かに充実した生涯を送ることができる生きがいある社会づくりを目指し、「婦人問題推進会議」から10年間の施策の方向を示した「岐阜県婦人行動計画」を策定しました。

■ 1989（平成元）年

婦人問題懇話会を発展的に解消し、「女性の世紀21委員会」が設置され、「提言—男女共同参画型社会を目指して—」が提出され、男女ともに人間として豊かな生活を創造し、個性をもった自己実現が認められる社会を目指すための方向性が示されました。

■ 1994（平成6）年

女性の世紀21委員会から提出された提言と「岐阜県婦人行動計画」策定後の社会構造の変化に対応するために「女と男のはあもにいプラン—ぎふ女性行動計画一」を策定し、5年間の施策の方向を示しました。

■ 1999（平成11）年

21世紀を展望した新たな展開を図るため、平成11年に「ぎふ男女共同参画プラン」が策定され、さらに2002（平成14）年には、国の男女共同参画社会基本法や基本計画の策定を受けて、女性の世紀21委員会からの見直しの提言により、同プランが一部改訂されました。

■ 2003（平成15）年

男女共同参画の重要性を県民一人ひとりが認識し、県民が一丸となって男女共同参画社会をつくって行くために「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が、2003（平成15）年10月9日公布され、11月1日施行されました。また、「人の意識が変わる」、「人の力を合わせる」、「人の暮らししが多様になる」の3つの柱を中心として、男女共同参画社会を実現していくための提言が女性の世紀21委員会から提言されました。こうした提言や条例の基本的な考え方を基礎

とする「岐阜県男女共同参画計画」（計画期間2004（平成16）年～2008（平成20）年）が策定されました。

■ 2008（平成20）年

本格的な少子高齢社会、人口減少時代を迎えるにあたり、「岐阜県男女共同参画21世紀審議会等の提言を受け、「第2次岐阜県男女共同参画計画」（計画期間2009（平成21）年度～2013（平成25）年度）が策定されました。

■ 2014（平成26）年

「第3次岐阜県男女共同参画計画」（計画期間2014（平成26）年度～2018（平成30）年度）が策定されました。

■ 2019（平成31）年

男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していくための新たな指針「第4次岐阜県男女共同参画計画」（計画期間2019年度～2023年度）が策定されました。

(4) 瑞穂市の取り組み

■ 2008（平成20）年

瑞穂市男女共同参画基本計画の策定に向け、市民の代表で構成される審議機関として「瑞穂市男女共同参画推進審議会」を設置するとともに、庁内の関係部署で形成する、「男女共同参画推進会議」及び「ワーキングチーム」の体制を整えました。

■ 2009（平成21）年

基本計画策定の基礎資料となる「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

■ 2010（平成22）年

「瑞穂市男女共同参画基本計画」及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」（計画期間2010（平成22）年～2019（平成31）年）を策定しました。また、計画推進のためのスローガンとして、市民からの意見をふまえ『「おもいやり」「ささえあい」から始まる瑞穂の夢のまちづくり』に決定しました。

■ 2011（平成23）年

市民が一体となって男女共同参画社会を実現するため、「瑞穂市男女共同参画推進条例」を2011（平成23）年11月1日に施行しました。

■ 2012（平成24）年

まちづくりの基本理念の1つとして男女共同参画を保障することを規定した「瑞穂市まちづくり基本条例」を2012（平成24）年4月1日に施行しました。

■ 2013（平成25）年

基本計画の進捗状況を把握し、後期5年の目標指標策定の基礎資料とするため「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

■ 2016（平成28）年

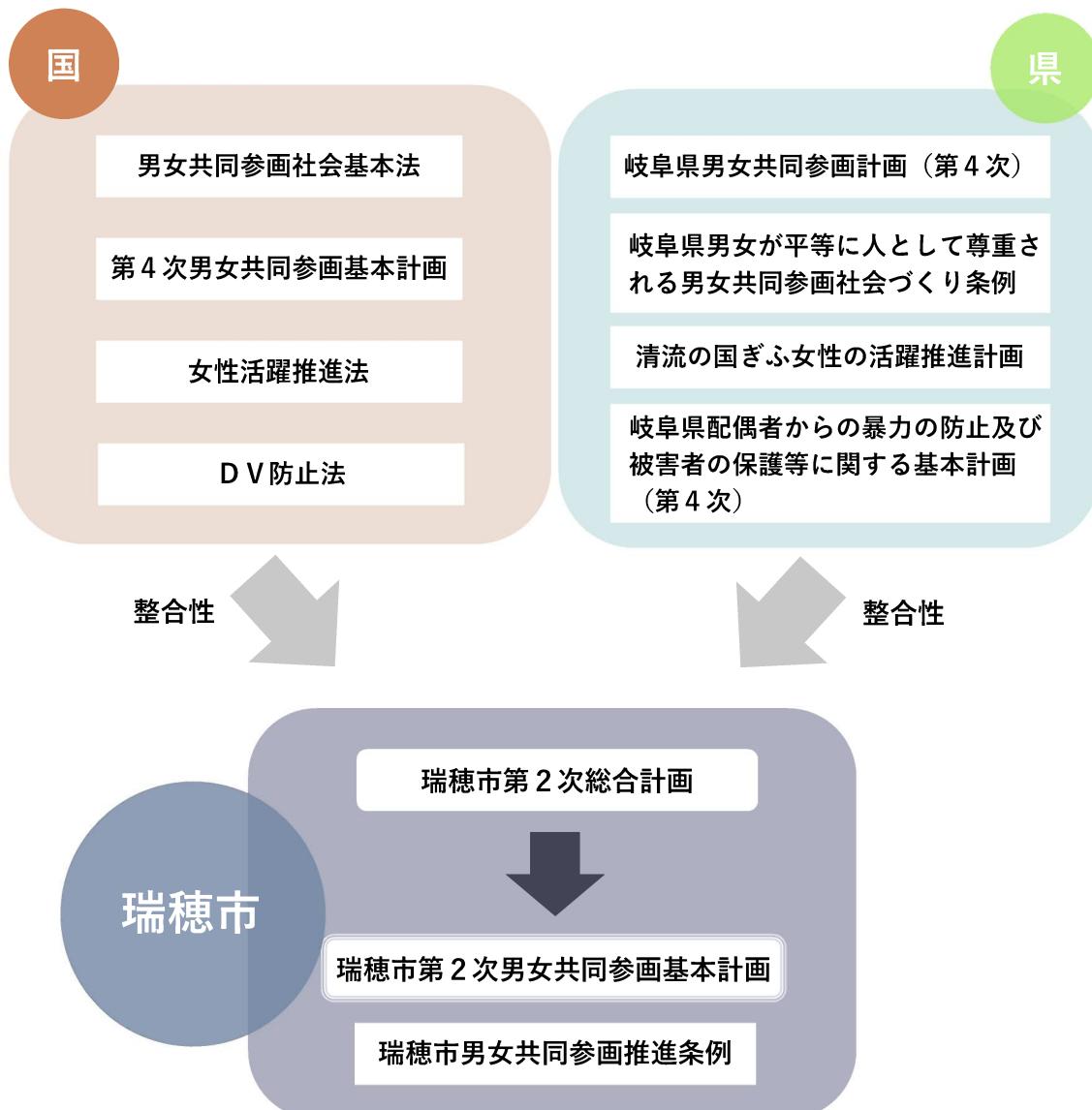
組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、「瑞穂市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を2016（平成28）年4月1日に施行しました。

■ 2019（平成31）年

今後の施策推進計画の基礎資料とするため、「瑞穂市 男女共同参画に関する調査」を実施しました。

3. 計画の位置づけ

- ①「瑞穂市第2次総合計画」を上位計画とし、「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」の具体化に向け、関連する他の計画との整合性を図ります。
- ②「瑞穂市男女共同参画基本計画」は、様々な分野において男女共同参画を実現していくための施策を、市民のみなさんと一緒に総合的に推進していくための行動計画です。
- ③国の「男女共同参画基本計画」及び県の「岐阜県男女共同参画計画」との整合性に配慮して策定します。
- ④計画がより実効性のあるものとなり、客観性を持った的確な進行管理を行うために、毎年、推進審議会を開催し、進捗状況を把握、点検して、公表します。



4. 計画の期間

この計画の期間は、2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの10ヵ年と定め、前期5年、後期5年とします。なお、計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。



1. 瑞穂市的人口・世帯等の状況

(1) 人口の状況

本市の人口は増加傾向にあり、平成30年度末では54,735人となっています。年齢3区分人口の推移をみると、「年少人口（15歳未満）」「生産年齢人口（15～64歳）」「高齢者人口（65歳以上）」のいずれも増加傾向にあります。

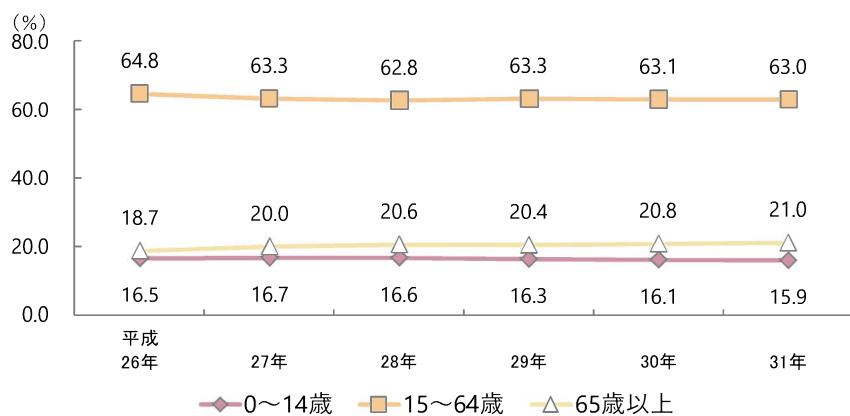
年齢3区分別人口比率をみると、15歳未満人口と15～64歳人口は減少傾向にあるものの、65歳以上人口は増加傾向にあり、このことからも本市においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。

図表1 人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

図表2 年齢3区分別人口比率

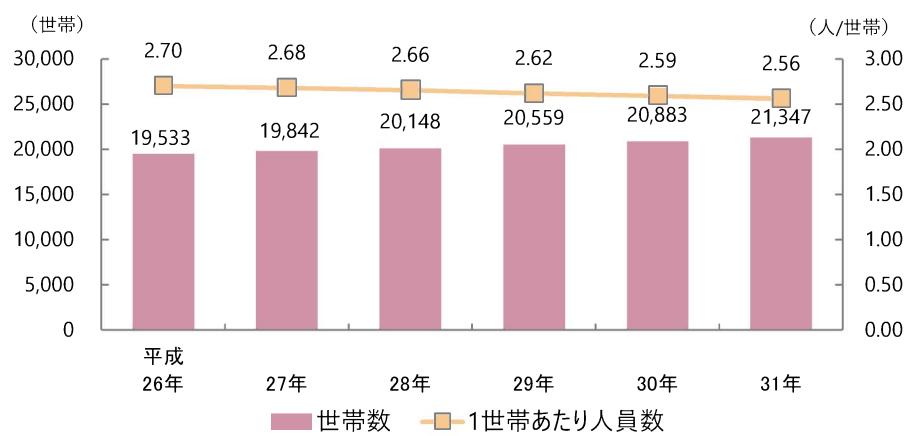


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

（2）世帯の状況

本市の世帯数は増加傾向を示しており、平成30年度末では21,347世帯となっています。また、世帯が増加する一方、世帯を構成する人員は減少傾向にあり、平成31年度では1世帯あたり2.56人となっており、平成26年と比較すると0.14人の減少となっています。

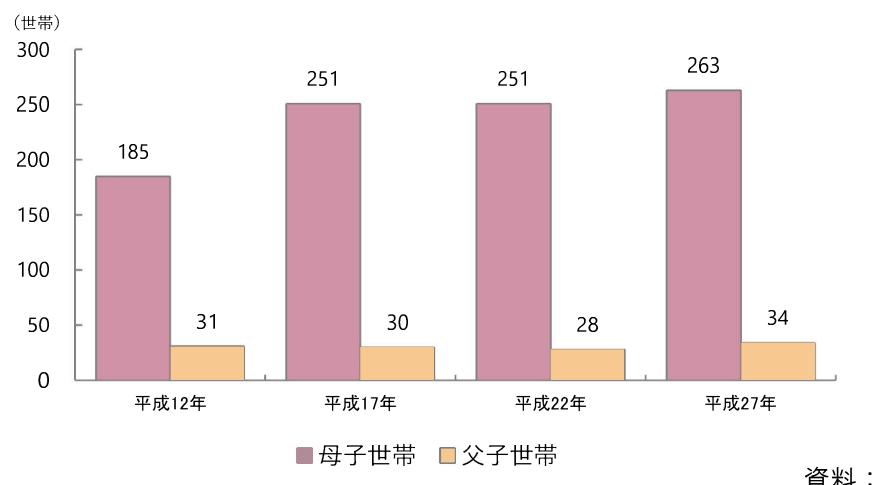
図表3 世帯数、平均世帯人員の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

母子世帯数・父子世帯数をみると、母子世帯は平成 17 年以降 250 世帯前後で、父子世帯は 30 世帯前後で推移しています。

図表 4 母子・父子世帯数の推移

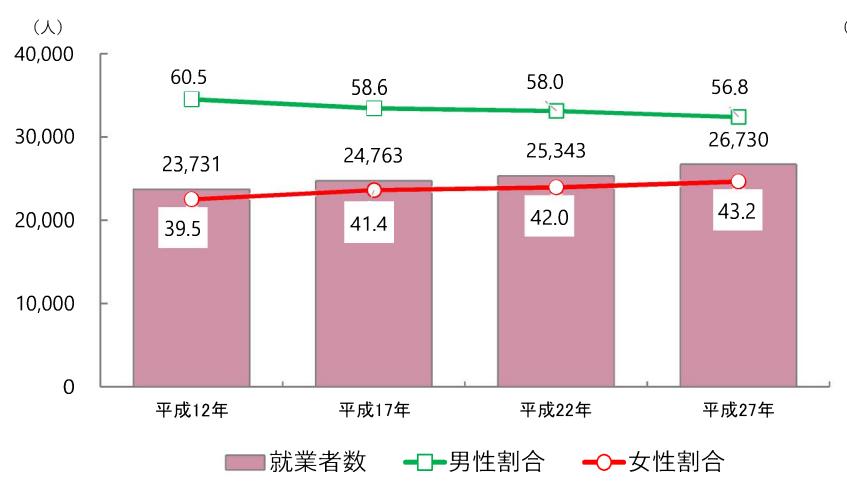


資料：国勢調査

(3) 就業者数

本市の就業者数は増加傾向にあり、平成 27 年では 26,730 人となっています。就業者数に占める男女比は、平成 27 年では男性が 56.8%、女性が 43.2% となっており、平成 12 年以降女性の占める割合は増加傾向にあります。

図表 5 就業者数の推移



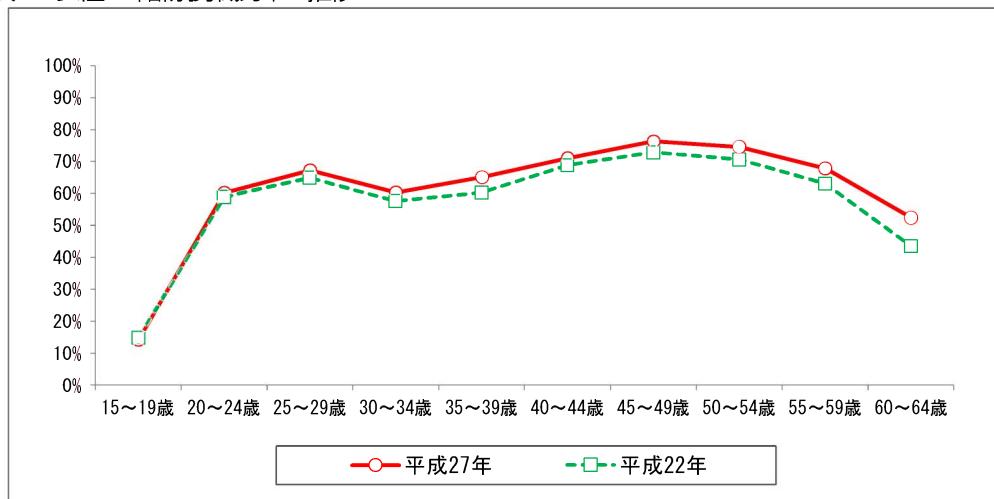
資料：国勢調査

(4) 女性の労働力

平成 27 年における本市の女性の年齢別の労働力率をみると、5 年前の平成 22 年に比べていずれの年齢層でも労働力率は上昇傾向にあります。

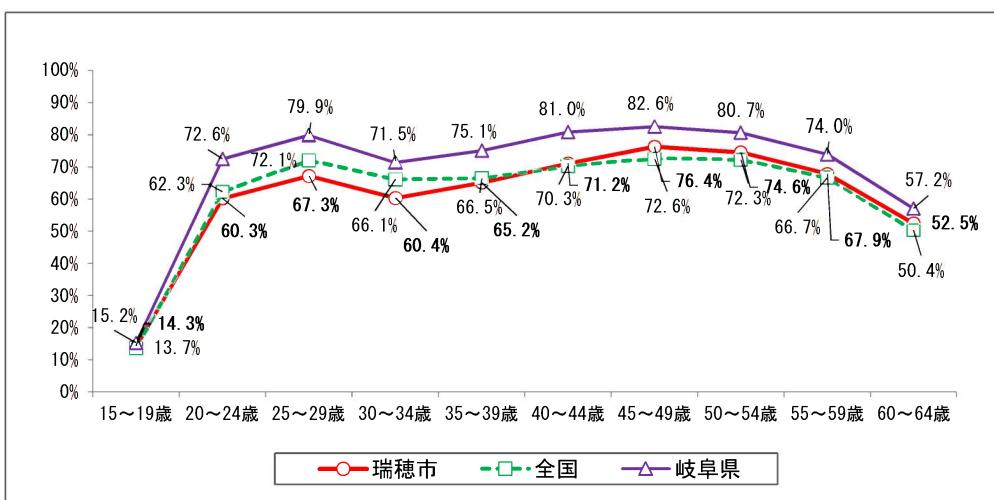
また、女性の労働力率を全国や岐阜県と比較すると、全国や県に比べて 20 代や 30 代の若年層では低くなっています。

図表 6 女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

図表 7 女性の年齢別労働力率比較（全国・岐阜県）

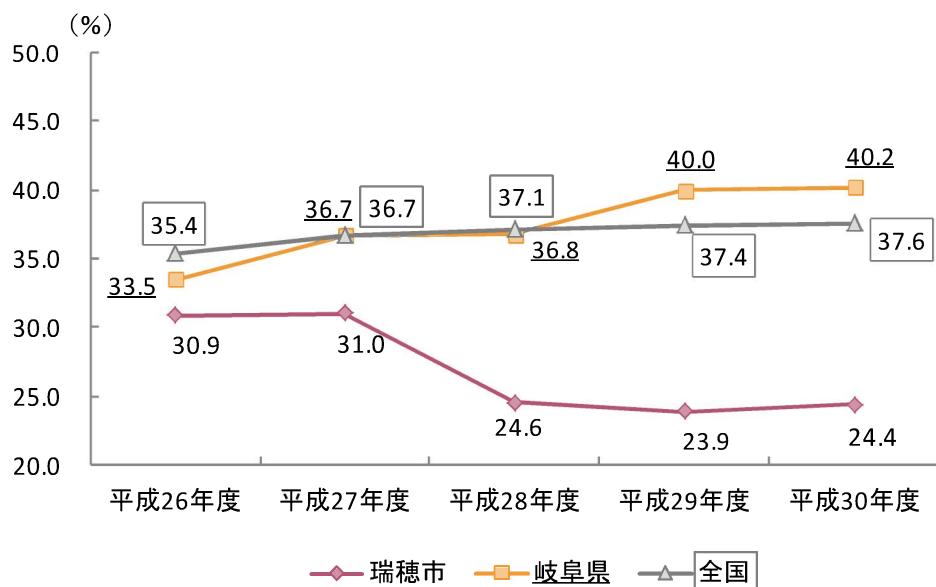


資料：国勢調査

(5) 政策・方針決定の場における男女共同参画の状況

本市の審議会等における女性委員の割合をみると、平成27年度では31.0%でしたが、平成28年度以降減少傾向にあります。また、審議会等における女性委員の割合を全国や岐阜県と比較すると、国や県に比べて低い割合で推移しています。

図表8 審議会等における女性委員の割合比較（全国・岐阜県）



参考： 瑞穂市：瑞穂市総合政策課調べ

岐阜県：地方公共団体における男女共同参画の形成は女性に関する施策の進捗状況調べ

全国：国の審議会等における女性委員の参画状況調べ